

庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会運営要綱

制定 令和7年（2025年）3月28日 市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の（仮称）庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 熊本県バス共同経営推進室長の職にある者
- (4) 熊本中央警察署交通官の職にある者
- (5) 熊本県企画振興部長の職にある者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員（第9条第2項に規定する臨時委員を含む。次条において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を超えない範囲内で市長が定める。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 委員長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、委員長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報について審議する場合は、非公開とすることができる。

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(専門分科会)

第9条 委員会は、特定の事項又は専門の事項について審議するため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会の審議事項を審議するため、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

4 専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

5 専門分科会に分科会長を置き、分科会長は、委員長が指名するものとする。

6 委員会は、その定めるところにより、専門分科会の決定をもって委員会の決定とすることができる。この場合において、分科会長は、委員会に決定内容を報告するものとする。

7 専門分科会の運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策局庁舎整備部庁舎周辺まちづくり課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 委員会の委員及び臨時委員の委嘱のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。